三毒をどうコントロールしたらよいのか

加茂法話会　令和三年五月二十一日　永谷寺　吉原東玄

仏教の目的は苦しみからの解放です。苦しみは、現実が意思に逆らうために生じます。意思が欲望の自我を中心にして行動し、それが習慣になり、潜在意識になって汚れた自我が輪廻・増幅しています。それが〈三毒〉〈三業〉のしくみです。

それに気付くことが問題解決の出発点です。その気づきが自覚であり、仏の心に照らされてこそ、その智慧は働き出すのです。

〈三毒〉貪・瞋・癡

〈三業〉身体の行い・口の行い・心の行い

⇩

和

十七条憲法

	条文	現代語訳
1	一に曰く、和を以(も)って貴(たっと)しと為し、忤(さから)うこと無きを宗(むね)とせよ。	和というものを何よりも大切にし、いさかいを起こさぬように心がけなさい。
2	二に曰く、篤(あつく)く三宝(さんぼう)を敬え。三宝とは仏と法と僧なり。	三つの宝を敬いなさい。三つの宝とは仏と仏の教えと僧侶である。
3	三に曰く、詔(みことのり)を承(うけたまわ)りては必ず謹(つつし)め。君をば天とす、臣をば地とす。	天皇のお言葉には必ず謹んで従いなさい。君主を天とするならば、臣下はいわば地である。
4	四に曰く、群卿百寮(ぐんけいひゃくりょう)、礼を以(も)って本(もと)とせよ。それ民を治むるの本は、かならず礼に在り。	朝廷に仕える官吏たちは、礼を行動の基本としなさい。民衆を治めることの基本は礼にある。
5	五に曰く、餐(あじわいのむさぼり)を絶ち、欲(たからのほしみ)を棄てて、明らかに訴訟(うったえ)を弁(わきま)えよ。	朝廷に仕える官吏たちは、接待や食品への欲望を捨てて、公正な態度で訴訟に臨みなさい。
6	六に曰く、善を懲らし悪を勧めるは、古(いにしえ)の良き典(のり)なり。	悪を懲らしめ善を勧める事は、古くからの良いしきたりである。
7	七に曰く、人各(おのおの)任あり。掌(つかさど)ること宜(よろしく)濫(みだ)れざるべし。	人にはそれぞれの役目というものがあり、自分の役目を超えて職権を乱用してはならない。
8	八に曰く、群臣百寮(ぐんけいひゃくりょう)、早く朝(まい)りて晏(おそ)く退(しりぞ)け。	朝廷に仕える官吏たちは、早く出勤して遅く帰で働きなさい。
9	九に曰く、信はこれ義の本(もと)なり。事毎(ことごと)に信あるべし。	信頼は正義の根本である。どのような事においても信頼を大切にしなさい。
10	十に曰く、忿(こころのいかり)を絶ち、瞋(おもてのいかり)を棄て、人の違(たが)うことを恨らざれ。	心の中の怒りを無くして顔の表情に出さないようにし、他人の意見が自分と違っても怒らないようにしなさい。
11	十一に曰く、功過(こうか)を明らかに察して、賞罰をぬず当てよ。	部下の功績と過失を正しく評価して、それに見合った賞罰を与えるようにしなさい。
12	十二に曰く、国司(くにのみことのもち)、国造(くにのみやつこ)、百姓(ひゃくせい)に斂(おさ)めとることなかれ。	地方を治める長官たちは、民衆に対して勝手に課税してはならない。
13	十三に曰く、諸(もろもろ)の官に任ぜる者、同じく職掌(しょくしょう)を知れ。	官職に任じられた者たちは、自分の職務をよく理解しなさい。
14	十四に曰く、群臣百寮(ぐんしんひゃくりょう)、嫉妬(しっと)有ること無かれ。	朝廷に仕える官吏たちは、嫉妬の心を抱く事がないようにしなさい。
15	十五に曰く、私(わたくし)に背(そむ)きて公(おおやけ)に向うは、これ臣の道なり。	私情を捨てて公務に向かうのは、臣下たる者の道である。
16	十六に曰く、民を使うに時を以(も)ってするは、古(いにしえ)の良き典(のり)なり。	時節を選んで民衆を使役するのは、古くからの良いしきたりである。
17	十七に曰く、それ事(こと)は独り断(さだ)むべからず。必ず衆とともに宜しく論(あげつら)うべし。	物事は一人で判断してはいけない。必ず他の者たちと一緒に議論して決めなさい。些細な事については、必ずしも他の者の意見を聞かなくても良い。